

奈 政 行 第 23 号

平成 28 年 3 月 29 日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎 様
同 中 本 勝 様
同 横 井 雄 一 様
同 山 口 裕 司 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成15年度包括外部監査「土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について」の結果に対する措置状況について

第4. 奈良市土地開発公社について

3. 監査の結果および意見

(10) 長期保有土地について

⑦ 国際交流センター建設事業

(イ) 事業計画の見直し

(奈良町にぎわい課)

【監査結果】

立地条件、資金計画およびスケジュールなどを定めた事業実施計画が当初より作成されておらず、また、奈良市による土地の買戻しがストップした平成5年度以降、事業は全く進行していない。隣の奈良市所有地を合わせれば、市道に面した2,631.90㎡の広さを持つ土地となるが、現在は分断して使用しているうえ、市道側の奈良市所有地は駐車場としてもほとんど使用していない。このように、現在の利用方法が望ましいとは思われないが、何らの対策もなされず放置されている。事業計画の見直しとともに有効利用の検討を早急に行うべきである。

【措置の内容】

平成24年度からならまち振興館整備事業用地、駐車場用地及び仮称国際交流センター建設事業用地を一体として、奈良町全体の観光振興を図る拠点としての活用を図るための事業計画を検討し、平成25年度に計画を作成しました。奈良町全体の活性化を図っていくため、平成26年度にはならまち振興館を含めた一体の活用方針を決定し、平成27年度には「奈良市奈良町南観光案内所」、「奈良市奈良町南観光駐車場」及びにぎわい創出施設として整備しました。

(ウ) 目的変更と買戻し手続の実施

(奈良町にぎわい課)

【監査結果】

購入して2年後に日本家屋の全面改築を行い、4年目から奈良市ならまち振興館として使用している。ならまち振興館の設置目的には国際文化の向上も含まれて

おり、また奈良市国際ボランティア協会の事務所も置かれているなど、国際交流センターと全く関係がないとはいえないが、ならまち振興財団の事務所が置かれていることなどから考えると、一部目的外使用されているといわざるを得ない。また、通常の目的外使用は一時的な有効利用のためのものであるが、当該用地については長期間にわたり本格的に利用されている。

奈良市全体として、遊休土地の活用をはかるうえでは望ましいこともあるものの、このような事業の進め方は不当であり、早急に土地および建物の目的替えと買戻しを行い、しかるべき手続を経るべきである。

【措置の内容】

仮称国際交流センター建設事業用地については、平成4年度に奈良市土地開発公社から買戻しを行い、駐車場用地及びならまち振興館整備事業用地についても、同様に、平成20年度及び平成22年度にそれぞれ買戻しを行いました。

また、これらの土地を一体で奈良町全体の観光振興を図る拠点とすることを目的に、平成27年度には「奈良市奈良町南観光案内所」、「奈良市奈良町南観光駐車場」及びにぎわい創出施設として整備しました。